

【フランス】地方公選職者の身分規程の創設に関する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2025年12月、コミューンの長を含む地方公選職者の手当や職務遂行環境を改善し、またその職務遂行と職業活動等との両立を支援するための法律が制定された。

1 制定の背景と経緯

近年、フランスでは、地方公選職者（*élu local*）¹、特にコミューン（*commun.* 基礎自治体）の長の辞職率が高まっており、この背景には、過剰な行政上の負担、法的責任を問われるリスク、財源不足等があるとされる²。そこで、2024年1月、地方公選職者がより公正な条件下で職務を遂行することを可能にするための法律案が上院に提出され、2025年12月、「地方公選職者の身分規程の創設に関する2025年12月22日の法律第2025-1249号」³が制定された（一部を除き同月24日施行）。

2 主な内容

本法律は、全4章44か条から成り、第1章（第1条～第7条）は地方公選職者への手当に関する規定、第2章（第1節～第4節：第8条～第38条）は地方公選職者の職務遂行環境の改善、職務遂行と職業活動等との調整及び職業倫理に関する規定、第3章（第39条～第43条）は任期を終えた地方公選職者への支援に関する規定、第4章（第44条）は海外領土に関する規定である。以下、本法律の主な内容を紹介する。

(1) 地方公選職者への手当（第1章）

第1条は、増加する職務の負担を補うため、人口2万人以下の小規模コミューンの長の職務手当⁴の支給額を引き上げる（地方公共団体一般法典L.第2123-23条の改正）。第7条は、2026年1月1日以降、地方公選職者の職務遂行に伴う支出（職務手当、研修費用等）を補填するために小規模コミューンに交付される地方公選職者特別交付金（*dotation particulière élu local*）の交付対象を、人口1,000人未満のコミューンから人口3,500人未満のコミューンに拡大する（同法典L.第2335-1条の改正）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。

¹ コミューンの長、コミューン議会議員、県議会議員、州議会議員等。本稿では、コミューンの長を含む場合には「公選職者」、コミューンの長を含まない場合には「議会議員」と記述する。なお、コミューンの長は、コミューン議会議員選挙の実施後、最初の議会において、その内部から選出される。『フランスの地方自治 令和5年度（2023年度）改訂版』自治体国際化協会，2023，p.45。<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_France.pdf>

² 例えば2020年コミューン議会議員選挙から2024年1月31日までの間に、1,424名のコミューンの長が辞職しており、これは全国のコミューンの長のうちの4%に相当するとされる。以下、法律制定の背景や主な内容は、Jacqueline Eustache-Brinio, Françoise Gatel et Eric Kerrouche, *Sénat Rapport*, N° 366, 2024.2.28。<<https://www.senat.fr/rap/123-366/123-3661.pdf>>; Stéphane Delaurette et Didier Le Gac, *Assemblée nationale Rapport*, N° 1603, 2025.6.18, pp.9-10。<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/17/rapports/cion_lois/117b1603_rapport-fond.pdf> を参照した。

³ Loi n° 2025-1249 du 22 décembre 2025 portant création d'un statut de l'élu local。<<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2025/12/22/2025-1249/jo/texte>>

⁴ フランスでは、コミューンの公選職者の職務は、職業活動に該当しないものとされており、原則として職務に対する報酬は発生しないものとされている（地方公共団体一般法典（Code général des collectivités territoriales。<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070633>）L.第2123-17条）。しかし、職務遂行に伴う支出等を補償するため、「職務手当」という形で、特にコミューンの長を対象に金銭が支払われている。

(2) 地方公選職者の職務環境の改善（第2章第1節）

第9条は、地方公共団体一般法典中に、地方公選職者の定義、義務及び権利を定める地方公選職者身分規程を定める（地方公共団体一般法典L.第1111-1-1条の削除、同法典L.第1111-12条～L.第1111-14条の新設）。この身分規程は、従来の義務⁵に①「自由、平等、友愛（Liberté, Égalité, Fraternité）」⁶及びライシテ（laïcité）⁷の原則並びに共和国の法及びシンボル⁸の尊重、②150ユーロ⁹を超える寄附等を受領した場合の届出（（4）で後述）を加え（L.第1111-13条）、権利として、職務手当及び職務遂行に伴う費用の受領等を新たに定める（L.第1111-14条）。

(3) 地方公選職者の職務遂行と職業活動等との調整（第2章第2節・第3節）

第14条は、地方議会議員選挙に立候補する賃金労働者に与えられる、選挙運動に参加するための休暇期間の上限を10日間から20日間に引き上げる¹⁰（労働法典¹¹L.第3142-79条の改正）。第17条は、地方公選職者を雇用し、その職務遂行を容易にするための合意を地方公共団体と締結した企業等に対する「地方民主主義パートナー雇用主」の認証を導入する（地方公共団体一般法典L.第1621-6条の新設）。第26条は、コミューン議会議員の議会への出席のために生じた保育費用等のコミューンによる償還について、国によるその補填の対象となるコミューンを、人口3,500人未満のコミューンから人口1万人未満のコミューンに拡大する（同法典L.第2123-18-2条の改正）。第29条は、コミューン議会議員が代理投票を委任することのできる事由として、母親休暇（congé de maternité）¹²の取得を明記する（同法典L.第2121-20条の改正）。

(4) 地方公選職者の職業倫理（第2章第4節）

第37条は、150ユーロ¹³を超える寄附等を受領した場合に、地方公共団体が管理する登録簿に届け出ることを地方公選職者に義務付ける（地方公共団体一般法典L.第1111-1-2条の新設）。

(5) 任期を終えた地方公選職者の支援（第3章）

第40条は、任期を終えた所定の規模以上のコミューンの長及び助役を対象とする任期終了差額手当（allocation différentielle de fin de mandat）¹⁴の支給対象を全てのコミューンの長及び助役に拡大し、支給期間を最長1年間から最長2年間に延長し、支給額を引き上げる（地方公共団体一般法典L.第2123-11-2条の改正）。

⁵ 削除されたL.第1111-1-1条は、地方公選職者憲章（Charte de l'élu local）として、職務遂行における公平、勤勉、尊厳、誠実及び清廉潔白を始めとする7つの義務を定めていた。

⁶ 「自由、平等、友愛」は、フランス第五共和制憲法（Constitution du 4 octobre 1958. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000571356>>）第2条において、フランス共和国の標語と定められている。

⁷ ライシテとは、フランス共和国の基本原則の一つであり、信教の自由、信仰にかかわらず全ての市民の平等、諸宗教に対する国家の中立及び宗教実践の自由を保障するものである。“Quelle est la définition de la laïcité ?” 2025.9.1. Vie-publique website <<https://www.vie-publique.fr/fiches/276820-quelle-est-la-definition-de-la-laicite>>

⁸ 共和国のシンボルは、国旗、国歌、共和国の標語（前掲注(6)）、7月14日、雄鶏等である。“Les symboles,” 2022.12.14. Elysée website <<https://www.elysee.fr/la-presidence/les-symboles-de-la-republique-francaise>>

⁹ 1ユーロは約186円（令和8年6月分報告省令レート）。

¹⁰ 改正前の規定では、下院選挙又は上院選挙に立候補する賃金労働者に対しては20日間の休暇を認めていたが、その他の選挙（欧州議会選挙、地方議会選挙等）の立候補者に認められる休暇の期間は10日間であった。

¹¹ Code du travail. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072050>

¹² 出産する女性労働者が、出産予定日の6週間前（双子の場合には12週間前、三つ子以上の場合には24週間前）から出産日の10週間後（双子以上の場合には22週間後）まで取得することのできる休暇。

¹³ 従来、地方公選職者は、職務の枠組みにおいて寄附等を受領することができるが、これらが行き過ぎると刑事罰の対象となり得ることから、寄附等の受領を規制する地方公共団体もあった。第37条は、規制の有無や金額のばらつきといった地方公共団体間の不平等を解消するため、一律150ユーロを超えるものを規制することを定めた。

¹⁴ この手当は、職務遂行のために職業活動を中断したコミューンの長又は助役であって、任期終了後の収入が任期中に受領していた職務手当の額よりも減額となるものに対して、元の職業生活への復帰を容易にするために、一時的な財政的支援を提供するためのものである。